

台湾樟脳貿易を通してみる「近代」東アジア

藤 波 潔

1. はじめに

歴史研究において自らの研究対象を設定する際に、空間軸（どこの場所）と時間軸（何時の時期）という二つの軸が必要となる。日本の歴史学界では、19世紀に専門学としての歴史研究が導入されて以来、空間軸においては日本史・東洋史・西洋史の区分が設定されると同時に、それぞれの区分内においては「国民国家」を単位とする「一国史」を基準として語られてきた。他方、時間軸に関しては、とりわけ所謂「戦後歴史学」におけるマルク主義史観的な古代・中世・近代・現代という時代区分が、広く用いられてきた。

しかし、ここ数年、この伝統的な空間軸と時間軸に対する再検討が試みられている。とりわけ冷戦終了後の国際情勢の変化を反映して、「国民国家」を前提とする「一国史」的歴史理解はその限界が主張され始め、「国境線」を越えた歴史理解の試みが積極的になされている⁽¹⁾。

このような新たな歴史理解の試みは、「日本」という「国民国家」も当然その検討対象とされた⁽²⁾。しかし、研究史といった学問レベルで考えなくても、この150年間の「日本の国境線」を考えただけで、「日本」が絶対的な存在ではなく相対的な存在であることが十分に理解できる。すなわち、大雑把に言っても、150年前の幕末期、100年前の日露戦争後、80年前の第1次世界大戦後のヴェルサイユ=ワシントン体制下、60年前のアジア=太平洋戦争後、そして30年前の沖縄の日本復帰といったように、それぞれの時期で日本の「国境線」は頻繁に変更されてきたのである。

こうした「国境線」の変更は、単に日本という「国民国家」の領域の増大・減少を表しただけではない。「国境線」の変更は、「国境線」の近隣に位置づけられる「周辺」地域の変更を意味しているのである。つまり、この150年間、日本という「国民国家」は本州・四国・九州といった「内地」を中核とする不可変の「中心」地域と、北海道・琉球列島といった「帝国内植民地」、並びに台湾・朝鮮半島・満洲・樺太・南洋諸島といった「外地」として位置づけられる「植民地」を併せた可変性の「周辺」地域によって構成されてきたのである⁽³⁾。したがって、これら「周辺」地域にあっては、時には「日本」の内、時には「日本」の外に置かれることで、「中心」地域に居住する人びとが共有する「日本人」としてのアイデンティティを共有するのに、さまざまな意味での「違和感」を抱かざるを得なかったのである。

私事で恐縮だが、私は北海道釧路市で生まれ、そこで高校卒業までの18年間を過ごした。当然、北海道で学校教育を受けたわけだが、歴史に関係する授業（小学校の社会科、中学校社会

科の歴史的分野、高等学校の日本史・世界史等)を受けたときに、「違和感」を感じていた。なぜならば、授業で教わる「歴史」は自分の周囲には存在しなかったからである。「古墳」も「荘園」も「戦国大名」も釧路にはなかった。したがって、歴史とは単なる知識でしかなく、「実感」をともなうものではなかったのである。

現在、私が講義を担当している学生たちも似たような状況におかれている。「中心」地域を基準とする現在の歴史教育では、沖縄で歴史教育を受けても「違和感」しか感じず、「実感」をともなった歴史、自らの生活実態と密接した歴史を感じることはできない⁽⁴⁾。私自身と沖縄の学生たちという二つの事例に共通するのは、「周辺」地域で歴史を考える際の視点をどのように設定するか、という問題である。

さらに言えば、「周辺」地域も一様ではない。例えば、「内地」と沖縄との間に見られる〈中心=周辺〉関係と同様のものが、首里の琉球王府(あるいは沖縄本島)と先島との間にも存在する⁽⁵⁾。したがって、琉球王府を中核とする「中心」地域を基準とした歴史だけでは、先島という「周辺」地域の人たちが実感をともなって自らの歴史を理解をすることは困難となる場合が存在するのである。

そこで本稿では、歴史の基軸(空間軸と時間軸)が他律的に与えられた場合に孕む諸問題について、台湾を事例として論じていく。このことを通じて、「地域の生活実感から発せられる歴史」の有効性、換言すれば自地域理解の重要性について言及していきたい。

2. 清朝統治期の台湾とその国際的位置づけ

(1) 台湾貿易に関する国際法的枠組み

歴史認識に関する二つの基軸のうち、空間軸の観点から台湾を捉えると、清朝統治下においては、康熙帝が台湾放棄論を唱えたことから理解できるとおり、台湾は「中心」である北京から遠く隔たった「周辺」地域だった。1871年の「牡丹社事件」に関する日清間の交渉の席で、清朝は台湾を「化外の地」であって、「教化の及ばない場所」と表現したことからも、清朝における台湾の位置づけが看取できる。言い換えれば、台湾とは、清朝という帝国の周辺に位置し、時によって帝国外に置かれたり、帝国内に置かれたりするという、地政学的特徴を有した地域なのである。

一方、時間軸の観点からはどうなるか。東アジアにおける「近代」の始期をいつと捉えるかについては幾つかの意見と膨大な論争が存在し、それらを整理して論証的に私見を与えることは筆者の能力では不可能である。しかし、アヘン戦争が東アジアの国際秩序に大きな変容をもたらしたことについては異論がないと思われる⁽⁶⁾。

当然、台湾に対してもその影響が及んでいった。1858年6月に清朝とイギリスとの間に締結された天津条約では、台湾が開港場として規定され、そこでのイギリス人の自由交易と自由往来が認められた(第11条)。また、対英天津条約調印の翌日に調印されたフランスとの天津条約では、台湾島のうち安平及び淡水を外国貿易に対して開港すると規定された(第6条)。さ

らに、対英天津条約ではイギリスに所謂「最恵国待遇」が認められていた（第54条）ため、安平と淡水はイギリスにとっての開港場ともなった。

こうして、台湾は列強による経済進出の対象となっていった。とくに、樟脳・茶が世界商品化し、台湾におけるそれらの生産が急速に増加した⁽⁷⁾。こうした世界商品にいち早く目を付け、その経済的権益を早期に確立したのはイギリスの商社だった。イギリス商社は現地の代理人を通じて樟脳生産地に対する影響力を強め、輸出用の樟脳を確保していった。この状況を、伊能嘉矩は次のように記している。

「英船は潜に淡水庁下の鷄籠に入港し、奸民等僻遠に在るを待みて、土産の樟脳を以て密輸の鴉片と交易したりし（中略）。而も樟脳の需要は歳と共に加はり、価格の騰貴亦著しく、咸豊八・九年間台湾開港の条約齎成りて、未だ批准交換を経ざるに先だち、英商ジアルヂン・マツセソン（Jardin Matheson）及びデント（Dent）の二会社は台湾の官僚（道員か）と密約し、夙に台湾より樟脳を輸出して巨額の利益を博したりといふ。」⁽⁸⁾

これに対して、台湾当局は開港以前より樟脳の私製・密造を禁じていたが、その実効性は乏しかった。しかし、樟脳の商品価値が高まった結果、台湾当局は樟脳に対する統制を強化した。1863年、台湾道台陳方伯は布告を発して、樟樹の私的伐採を禁じ、製脳を許可制にすると同時に樟脳事務を管掌していた軍工料館を脳館と改めて樟脳の買収にあたらせる等、専売化を推進した⁽⁹⁾。

対英天津条約第11条に照らした場合、このような台湾当局の政策が条項に違反していると断じがたいのは確かである⁽¹⁰⁾。また、同条約は開港場以外でのイギリス人の貿易を禁止しており（第47条）、現地代理人を通じて樟脳を買収していたイギリス商社の在り方が条約の「網の目をくぐった」ものだと指摘することも可能である。しかし、自由貿易を掲げていた天津条約締結当時のイギリスの対中国政策は、開港場が有する「後背地の潜在的輸出力を引き出す」⁽¹¹⁾ことを目論んでいた。この観点から鑑みて、樟脳の自由な貿易を阻害するような台湾当局の政策は、イギリス当局並びにイギリス商社にとって受容できるものではなかった。

こうして台湾では、1860年代、イギリスを中心とする外国商社と台湾当局との間に樟脳の経済的権益をめぐる摩擦が生じ、その摩擦はしだいに激しくなっていった。

(2) 「樟脳条約」の締結—清朝統治期における台湾産樟脳貿易構造の成立—

台湾に対する外国商社の進出は、1860年代半ば以降増加していった⁽¹²⁾。しかし、外国商社の進出増加は従来から存在した台湾当局との対立を深めたばかりでなく、台湾住民による外国人あるいは外国人所有資産への攻撃も増加させることとなった。こうした現地住民の蛮行を台湾当局は取り締まるのではなく、「却て愚民を扇動して」⁽¹³⁾外国人への危害を増大させる要因ともなった。

こうした状況の中、1868年、イギリス商社エルス商会所有の樟脳を台湾当局が差押えるという事件が発生した。この事態に対して、台湾駐在イギリス領事ギブソンが台湾当局に抗議したことによって、押収された樟脳は返還されることとなったが、結局その約束は履行されなかつ

た。この最中、エルス商会の代理人であるピッカリングが事態打開のために中西部沿岸の梧棲に赴いた際に、現地住民から襲撃されるという事件も発生した⁽¹⁴⁾。

事態がここまで進展したため、台湾駐在イギリス領事ギブソンは本国政府に対して艦隊派遣を要請し、在香港イギリス艦隊が一時安平を占領した（「樟脳紛争」）。さらに、この結果を承けて駐清イギリス公使オールコックが清朝政府に対して強硬な姿勢で交渉し、エルス商会への賠償を認めさせると同時に、所謂「樟脳条約」の締結に成功した。同条約第1条は、次のように規定している。

第一条 従来政府ノ専有タリシ官設ノ樟脳倉庫ハ爾今之ヲ全廢シ樟脳売買ハ凡テ追加条約規定ノ第七条ニ依ルモノトス外国人ノ商人ハ該条ニ依リテ内地ニ入り其物産ヲ購シ税関官吏ノ交付シタル通行券ヲ以テ以上ノ物産ヲ持帰ルコトヲ得（下略）⁽¹⁵⁾

すなわち、台湾における樟脳の専売制度は廃止され、通行券の所有を前提として外国人が開港場以外の内地から樟脳を運び出すことが公認されたのである。

その後、1884年、台湾巡撫として赴任した劉明伝が台湾自立化政策を進める中で、再度樟脳を専売化した。これは、台湾側の主体的な動きという評価も可能である⁽¹⁶⁾。しかし、この政策は前述の「樟脳条約」に明らかに抵触したため、外国領事や外国商社から抗議の声があがった。当時、東アジア地域に対する列強諸国の帝国主義的進出にさらされていた清朝政府は、「小故を以て事を外国と争ふの不利を避けんための、消極政策に已むなくせられし結果に因るに外ならざる」⁽¹⁷⁾ 方針をとり、1890年には専売制が再度廃止された。

こうして、台湾における樟脳業は外国商社がその実権を完全に掌握した⁽¹⁸⁾。台湾からの樟脳輸出量も一時期を除き全体として順調に増加し、とくに1890年代はその傾向が顕著である⁽¹⁹⁾。清朝という「帝国」の「周辺」にあって、それまで世界の他地域との有機的なつながりが希薄であった台湾が、イギリスを中心とする世界経済のつながりの中に組み込まれたのである⁽²⁰⁾。

仮にウォーラーステインが主張するように、「史的システムとしての資本主義」⁽²¹⁾に組み込まれることが「近代化」であるならば、外国商社の進出と樟脳権益の掌握によって、台湾はまさに「近代化」したことになる。しかし、この「近代化」は台湾当局、あるいは台湾に住む人たちが自ら達成したものではなく、イギリスという当時の「世界システム」の「中心」から台湾という「周辺」に移植された「近代化」だった。その意味で、この「近代」という時代区分は台湾の人たちの生活実感から析出されたものではなく、「実感をとまなわない」時代区分と言っても過言ではない。

3. 日本の台湾統治とイギリスの台湾樟脳貿易

(1) 台湾統治に関する日本の基本的態度とイギリスの反応

イギリスを中心とする外国商社が台湾産樟脳の輸出を増大させた1890年代半ば、台湾をめぐる国際環境は大きく変動した。日清戦争の結果締結された下関条約によって、台湾は日本に割

譲されることとなったためである⁽²²⁾。言い換えれば、台湾は、清朝を中心として形成された条約体系から、日本を中心として形成された条約体系に再編成されることとなったのであり、台湾は中華帝国（清朝）の「周辺」地域から日本帝国の「周辺」地域へと変化することとなったのである。

日本は茶・樟脳といった資源を基盤として台湾での植民地経営をおこなおうとしていた。しかし他方で、これら農業資源に対しては、既述の通り、外国商社が強大な権益を確立しており、日本が植民地経営を本格化すれば外国権益と衝突するのは明らかだった。つまり、領台直後の日本の台湾政策において、外国との関係をいかに調整するかが大きな課題となっていたのである⁽²³⁾。

実際、1895年5月、樺山資紀が初代台湾総督に任命されると同時に、伊藤博文首相は施政の大綱を訓令し、「殊に事の外交に渉るものに至りては、貴官と締盟各国領事官との間に直接応対せらるゝの場合あるべきを以て、予め執務上に於ける項目を列記し、以て政府と貴官との間に於て軒輊なきを期するの要あり」として、対外交渉の重要性を指摘していた。その上で、伊藤首相は台湾における行政機構の一部門として「外交部」の設置を構想し、「我に於て清国と外国との間に存立したる条約を受け継ぐにあらざると雖も、我が政府は注意を以て（中略）彼ら〔外国人＝藤波註〕をして安堵せしむるを要す、新領土に於ける外交上の事務は最も慎戒注意を加ふべきものある」と、その必要性を強調した⁽²⁴⁾。

さらに、同年12月、日本政府は下記のような「台湾ニ関スル宣言」を閣議決定し、翌1896年1月に関係各国政府に対して送付した。

台湾地方既ニ平定ニ帰シタルヲ以テ日本国政府ハ同地ニ居住シ又ハ同地ニ往来スル各締盟国ノ臣民人民及船舶ニ向テ左記ノ特典便宜ヲ許与ス

- 一 日本帝国ト通商及航海ノ条約ヲ締有スル各国ノ臣民及人民ハ淡水、基隆、安平、台南府及打狗ニ於テ居住シ且商業ヲ営ムコトヲ得又右等諸国ノ船舶ハ淡水、基隆、安平及打狗ノ諸港ヘ寄港シ且積荷ヲ輸出入スルコトヲ得
- 二 台湾ハ其形状特殊ナル所アリト雖モ日本帝国ト各締盟国トノ間ニ現存スル通商及航海条約税則及其他ノ諸取極ハ出来得ヘキ限台湾ニ居住シ又ハ同地ニ往来スル各締盟国ノ臣民人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ但シ前記ノ特典便宜ヲ享受スル者ニ於テハ常ニ台湾ニ於テ施行セラル、所ノ法令ヲ遵守スヘキモノトス⁽²⁵⁾

すなわち、日本と条約を締結している国については、①開港場における経済活動を許可するが、こうした特典や便益の供与は②日本が台湾で施行する法令を遵守することが条件とされたのである。

①については、イギリスが清朝統治下の台湾で獲得した権益、とりわけ「樟脳条約」第1条で規定された開港場以外の内地での商品売買の権利を抑制することを意味する。また、②については、統治国が制定する法令を遵守するのは当然のことではある。しかし、台湾総督府が自らの経済権益を確保するため、他国の経済的既得権益を制約するような法律を制定することも可能となるのである。

実際、樟脳に関してみれば、台湾総督府は既に1895年10月に「官有林野及樟脳製造業取締規則」（日令第26号）を制定し、次のように規定した。（下線は藤波による）

第一条 所有権ヲ証明スヘキ地券又ハ其他ノ確証ナキ山林原野ハ総テ官有トス

第二条 台湾受渡以前ニ清国政府ノ許可ヲ受ケタル証アル区域ノ外官有ノ林木ヲ伐採シ若ハ官有ノ林野ヲ開墾スルコトヲ得ス

台湾受渡以前ニ清国政府ノ許可ヲ受ケタル証ヲ有スル者ニアラサレハ樟脳ヲ製造スルコトヲ得ス

第三条 台湾受渡以前清国政府ノ許可ニ依リ官有ノ林木ヲ伐採シ若ハ官有ノ林野ヲ開墾シ若ハ樟脳ヲ製造スル者ハ地方官ノ定ムル期日内ニ左記ノ事項ヲ具シタル認許願書ヲ作り清国政府ノ許可証ヲ添ヘ地方官ニ差出スヘシ（中略）

第五条 地方官ノ定ムル期日内ニ認許願書ヲ差出サ、ルトキ若ハ清国政府ノ許可証確實ナラスト認ムルトキ若ハ故意ヲ以テ事業結了ノ期日ヲ遅延セシムルトキハ地方官ハ其用ニ供シタル物件及生産品ヲ差押ヘ台湾総督府民政局長ノ認可ヲ経テ没収スルコトヲ得（下略）⁽²⁶⁾

つまり、樟脳の原料である樟樹が群生している台湾の山林を基本的に台湾総督府の所有とし、樟脳を製造できるのは清朝統治下で許可証を交付され且つその許可証を台湾総督府の地方官に期限内に提出したものに限られるのである。さらに、外国人については本規則に基づく樟脳製脳出願資格自体がないものと解釈している⁽²⁷⁾。

また、1896年3月には「樟脳税則」（日令第12号）が制定されたのに関連して出された内訓に、次のとおり記されていた。

一、二 （略）

三 仲買人及搬出人ノ買入樟脳ニシテ外商密造ノ嫌疑アルモノハ持越品ト見做シテ納税セシムルコト

四 外商ノ資本ニ依リ製脳ヲ為ス者ハ樟脳製造取締規則ニ依ル認許者ニ非サルノミナラス税則上ノ営業人タル資格ヲ有セサルモノナリト雖追テ何分ノ詮議アル迄暫ク不問ニ措クコト

五 内地居住権ヲ有セサル外国人ノ名義ニテハ営業ヲ許可スヘカラサルハ勿論ノコト⁽²⁸⁾

つまり、外国資本による製脳については暫く留保されるものの、外国人の樟脳営業は明確に否定されているのである。

これら樟脳に関連する諸規則の制定は、台湾総督府（もしくは日本政府）による樟脳権益の確立が始まったことを意味している。いわば、世界商品としての樟脳をめぐるイギリスを中心として確立された「史的システムとしての資本主義」が、日本を中心として再編成されているのである。換言すれば、イギリスを基軸とする台湾の「第一の近代化」に対して、日本を基軸とする「第二の近代化」が始まったとも言えよう。しかし、「第一の近代化」が台湾住民の自立的な動きでなかったのと同様に、「第二の近代化」も日本という「外部」から移植されたものだった。その意味で、「第二の近代化」も、台湾の人たちの生活実感を伴った時代区分と

は言えない。

(2) 台湾樟腦權益をめぐる英日交渉

前述のような台湾における日本の樟腦政策に対して、経済的既得權益の維持をめざすイギリスは即座に反応した。

「樟腦税則」が制定された直後の1896年3月12日、駐日イギリス公使サトウが西園寺公望外務大臣臨時代理に宛てて次のような内容の本国からの文書を伝達した。

Her Majesty's Government are confident …… that the vested interests acquired in Formosa by British subjects during the period when that island was a Chinese possession will be duly respected.

(大不列顛国皇帝陛下ノ政府ニ於テハ日本国政府ハ (中略) 台湾島ガ猶未タ清国ノ領地タリシ間ニ大不列顛国臣民カ該島ニ於テ獲タル既得權利ハ相当ニ重セラルベシト確信スルナリ) ⁽²⁹⁾

つまり、台湾におけるイギリスの既得權益に対して、日本側に配慮を求めたのである。日本政府は、同年4月9日、陸奥宗光外相より駐日イギリス公使サトウに対して下記の口上書を渡した。

(前略)

二、該島〔台湾島＝藤波註〕ニ於テ外国人カ合法ニ得有シタル財産権ノ性質及其程度ニ関シテハ尚未ダ充分ナル調査ヲ遂ケ了ラザル所アレバ帝国政府ハ今茲ニ斯ル權利ニ対シ決シテ不正當若クハ任意ノ処置ヲ為スヘキ意思ナキコトヲ言明スルノ外ナシ又之ト同時ニ帝国政府ハ實際問題ノ起ル毎ニ其問題ニ応ジ常ニ調和ノ精神ヲ以テ之ヲ措施スヘキコトヲ茲ニ証言ス (下略) ⁽³⁰⁾

すなわち、今後何らかの問題が発生した場合には「調和ノ精神」で対応するとしているものの、外国人の財産権については今後調査を実施した上でその対応を決めたいとしているのであり、無条件にイギリスの経済的既得權益を承認するような言質は与えていない。こうして、台湾の商業權益をめぐる英日間の交渉が、樟腦を一つの焦点として始まった。

5月18日、駐日イギリス公使サトウは、次のような覚書を提出した。

英国公使ハ日本政府ニ放 (ママ) テ台湾ニ於ケル英国臣民固有ノ利益ヲ重ンセントシタル去四月九日ノ約束ヲ守ラル、ノ意思ナリト思考セリ因テ英国臣民ノ利益ヲ計リ樟腦製造ニ付キ干涉ヲ止ムヘキ様台湾官庁ヘ訓令アランコトヲ望ム且本問題ニ付キ (中略) 充分討議ノ未愈々確定ノ結果ニ至ルマテハ諸事旧来ノ俣ニ存セラレンコトヲ希望ス (下略) ⁽³¹⁾

イギリス側は、台湾に確立した既得權益の将来については交渉次第であることを認めながらも、樟腦製造については当面従来どおりとすることによって、既得權益の確保を図ったのである。

この申し入れに対し、日本政府内部で調整がはかられた。すなわち、イギリスとの外交交渉を直接担う外務省と、台湾の植民地経営の責任を担う拓殖務省との間の意見のすり合わせが必要となったからである。5月28日、陸奥宗光外相から高島鞆之助拓殖務相に宛てて、次のような照会がなされた。

台湾ニ於ケル外国人樟腦購買業務ノ義ニ付是迄在本邦英独両国公使ヨリ屢次申出ノ次第ハ其都度及通牒置候処抑該島ニ於テ彼我現行条約ヲ適用スル上ハ外国人ノ其内地ニ入テ物品購買ニ従事スルコトヲ許サルハ条約ノ正解ニシテ勿論之義ニハ候得共該島ガ清国ニ属セシトキ彼等ハ清国トノ約定ニ依リ其内地ニ入り樟腦購買ニ従事致居候コトハ實際（中略）彼等ハ従来清国治下ニテ実効シ来リタル所ノ行為ヲ俄カニ我ヨリ現行条約ノ制限ヲ以テ律セラル、ニ至リタル為メ一時ニ急劇ノ変遷ニ遭遇シ毫モ新事態ニ適応スヘキ準備ヲ為スノ余地ナキニ至リタル次第ニ可有之（中略）左スレバ其情状如何ニモ酌ニ処スヘキ所有之候（中略）若シ依然今日ノ事態ヲ繼續致置様時ハ或ハ外交上面倒ナル問題ヲ惹起候（中略）仮令ハ自今一ヶ年トイフガ如キ一定ノ期限ヲ設ケ其時期内ニ精細ナル調査ヲ遂ケ協商スヘキコトハ協商スルコト、シ夫迄ノ処ハ先ツ従来ノ俣ニ据置キ以テ彼等ヲシテ新事態ニ応ズル様其業務ヲ整理スルノ準備期限ヲ有セシムルコトニ御取斗相成度（下略、下線は藤波による）⁽³²⁾

外国人が台湾内陸部で経済活動をおこなうことは条約上許されないとしながらも、「外交上面倒ナル事態ヲ惹起」する可能性を防ぐため、1年間の猶予期間を与えるよう申し入れたのである。日清戦争後の極東地域における国際情勢を鑑みたとき、イギリスとの外交関係を悪化させることは得策ではなく、そのためにもイギリスとの妥協点を見出すことを日本外務省は模索したのである。

他方、植民地経営の早期安定をめざす拓殖務省と台湾総督府にとって、樟腦業をその監理下に置くことは単に経済的権益の獲得にとどまらない、大きな意義をもつものだった。とくに、樟樹林が存在する山間地域の住民は、日本の台湾統治に対してしばしば武力をともなった抵抗を試みており、所謂「理蕃政策」は台湾統治政策の重要な課題だった。そのため、樟腦業に関する状況を現状のままにしておくことには、相当の抵抗感があった。さらに、台湾総督府内部における行政機構、とりわけ地方行政機構の未確立、拓殖務省=台湾総督府間あるいは台湾総督府=地方行政機関間の通信事情の悪さ等もあり、上述の照会に対する回答が遅れていった。

拓殖務省から外務省に宛てて回答が発送されたのは、ようやく8月12日だった。そこには、次のように記載されている。

台湾ニ於ケル外国人樟腦營業ニ関シ英独両国公使等異議ノ件ニ付テハ先般来数回往復ノ次第モ有之該処分方勘考候処抑外国人カ英清両国間締結ノ樟腦規則ニ依リ内地ニ入り樟腦ヲ購売^(ママ)スルコトヲ得ルノ権利ハ我現行条約ヲ台湾ニ適用スルノ宣言ヲ為スト同時ニ消滅ニ歸シタル今日ニ於テ帝国政府ハ其既得権ヲ認ムル能ハス其他外国人ガ樟腦買入地ニ永住シ各地ニ物品集積所ヲ所有シ資本ヲ投シテ間接ニ製腦ニ従事スル等ノ行為ハ清国政府ニ於テモ許可セサル所ニ有之候得者一切拒斥スルモ不苦筋ニ被存候得共又一方ヨリ考フルトキハ其關係浅カラサル彼等ノ營業ヲ俄ニ勸禁スルトキハ頗ル彼等ノ迷惑ヲ来スヘク随テ英独公使等ノ異議モ有之候次第ニ付彼此斟酌ヲ加ヘ彼等カ前政府ノ下ニ得タル権利ト否トニ拘ハラス従来ノ俣英独公使ヘ通知ノ日ヨリ向フ一箇年ノ猶予ヲ与ヘテ其業務ヲ整理完了セシメ然後我現行条約ヲ勵行可致旨趣ヲ以テ閣議ニ提出ノ含ニ有之候条一応貴大臣ノ御意見致

承知度此段及御照会候也（下線は藤波による）³³⁾

ここでは、外国人の樟脳営業権は日本の台湾統治の結果消滅したのであり、外国人の「既得権」を認めることはできないという従来の主張を繰り返しながらも、突如として外国人の樟脳営業を禁止すれば、「頗ル彼等ノ迷惑ヲ来ス」ので、外相より提案のあった1年間の猶予に同意するということが主張されたのだった。

こうして、外務省と拓殖務省の間の調整作業が終了し、10月24日に「台湾ニ於ケル外国人樟脳営業処分ノ件」が閣議決定され、10月28日駐日イギリス公使・ドイツ公使に宛ててこの決定が通知された。

ここで注目すべき点は、台湾における樟脳権益に関する日本政府の方針は、対英関係という外交的配慮を優先して策定されたものであるという点である³⁴⁾。そこには台湾（もしくは台湾居民）にとっての利益という観点は毫も見られない。植民地として統治される側の利益が顧慮されないのは言うまでもない。しかし、この一連の経緯に台湾住民の意思は反映されず、「生活実感から乖離した歴史」が生産されているのである。

4. まとめにかえて

以上見てきたとおり、「周辺」地域である台湾の「近代化」は、イギリスや日本といった外部から移植されたものであり、台湾の主体的活動の結果として実現した「近代化」ではなかった。しかも、台湾は植民地として存在したのであり、自立した国民国家であるイギリスや日本が実現した「近代化」と同義のものではない。ヨーロッパの歴史の中から形成された時代区分である「近代」を、東アジアの「周辺」地域に適用する困難さがここに看取される。

それならば、「周辺」地域にあっては歴史をどのように理解すべきなのであるか。第一に、「中心」地域を基準として定義づけされた諸概念を、「周辺」地域に無理に当て嵌めることはやめるべきである。歴史とは人間の営みの結果である以上、その地域で生活した人たちの実態から乖離した「ものさし」を強引に適用して、あたかも「ベッドに合わせて脚を切る」ようなことをするのは本末転倒である。

そして第二に、その地域の生活実態に根ざした「時代区分」を設定することが必要である。そのためには、その地域の生活実感をもつその地域に住む人たちが、自分たちの歴史に興味をもち、自分たちの歴史を掘りおこす作業を意識的、継続的におこなう必要がある。こうした作業を通じて、その地域に適用可能な「時代区分」の析出が可能になると考える。

したがって、日本帝国の「周辺」である沖縄のさらに「周辺」に位置する八重山においても、古代・中世・近代といった時代区分や琉球王府を基軸とする時代区分に依存するのではなく、八重山の人たちの生活実態から時代の変化を象徴するメルクマールを見出し、それによって時代を区分することが必要だろう。

- (1) 例えば、「地域」をキーワードとした歴史理解の試みとしては次のようなものがある。
『地域の世界史』全12巻、山川出版社、1997～2000年。
- (2) 代表的な研究者として網野善彦がいる。網野善彦『日本社会の歴史』全3巻、岩波書店（岩波新書）、1997年；同『「日本」とは何か』講談社（『日本の歴史』00巻）、2000年。
- (3) 檜山幸夫「台湾統治の構造と台湾総督府文書」檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究－日本近代公文書学研究序説』、ゆまに書房、2003年。
- (4) 拙稿「歴史の違和感と実感」『南島文化研究所所報』（沖縄国際大学南島文化研究所）第50号、2004年3月、1～2頁。
- (5) 例えば、先島だけに人頭税が賦課されたことが挙げられる。なお、人頭税については下記を参照のこと。沖縄国際大学南島文化研究所編『近世琉球の租税制度と人頭税』日本経済評論社、2003年。
- (6) こうした「西洋の衝撃」をアジアにおける時代区分に用いることに対して、外在的な概念規定であり、アジアに内在する変容を検討すべきだとの批判もある。例えば、浜下武志『近代中国の国際的契機－朝貢貿易システムと近代アジア－』東京大学出版会、1990年；同『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年。
- (7) 若林正文『台湾－変容し躊躇するアイデンティティ』筑摩書店（ちくま新書）、2001年、40頁。
- (8) 伊能嘉矩『台湾文化志』刀江書院、復刻1965年（初版1928年）、688頁。
- (9) 台湾総督府専売局編『台湾樟腦専売志』1924年、3～4頁。
- (10) 同条は次のように規定されている。「（前略）英国臣民ハ（中略）台湾（中略）ニ来往スルコトヲ得ヘシ右ノ者ハ随意ニ何人トモ交易シ又其ノ船舶ト貨物トヲ以テ自由ニ来往スルコトヲ許容セラル右ノ者ハ前記市邑及港ニ於テモ已ニ貿易ノ為開放セラレタル港ニ於テ享有スルト同一ノ特権、利益及免除ヲ享有スヘク（下略）」半澤玉城『支那関係条約集』外交時報社、1930年、253頁。
- (11) P.J.ケイン、A.G.ホプキンズ（竹内幸雄、秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国』名古屋大学出版会、1997年、286頁。
- (12) 主要なものは下記表の通りである。簡後聰『台湾史』（五美波図書出版股份有限公司、2002年）所収の「清季台湾設立的な主要洋行」（368～370頁）を一部改変の上作成。

洋行名称	原語表記	国籍	設立年	設立地	主要業務	備考
怡和洋行	Jardin Matheson & Co.	英	1860	打狗・淡水・大稻埕	樟腦・茶葉・砂糖・保険代理	最初は打狗に設立、1862年淡水に、その後大稻埕に代理人を設置
甸德洋行	Dent & Co.	英	1860	打狗	樟腦・砂糖	最初は打狗に設立、1862年淡水に代理人を設置、1866年業務停止
馬克亥爾洋行	Jardin Matheson & Co.	英	1864以前	打狗・台南	樟腦	1867年業務停止

洋行名称	原語表記	国籍	設立年	設立地	主要業務	備考
勒士拉洋行	Lessier & Co. (後に Lessier & Hagen と改称)	独	1864以前	打狗	樟腦・砂糖	
柯爾曼亜力基洋行	Kieimann & Co.	独	1865	打狗		
美利士洋行	Milisch & Co.	独	1865	淡水	樟腦・阿片・海運・拓殖	
費爾・哈士迪洋行	Field Hastis & Co.	米	1865	淡水・基隆	樟腦・石炭	
怡記洋行	Elles & Co.	英	1866	打狗	樟腦・茶葉	
德記洋行	Tait & Co.	英	1867	安平・打狗・大稻埕	茶・保険代理	1872年大稻埕へ移設、英国国民銀行代理店
和記洋行	Bond & Co.	英	1867	安平・大稻埕	茶・保険代理	本店は厦門
水陸洋行	Bown & Co.	英	1869	安平・大稻埕	茶・保険代理	本店は厦門、1895年破産
嘉士洋行	Case & Co.	英	1869	安平・大稻埕	茶・保険代理	匯豊銀行代理店
寶順洋行	Podd & Co.	英	1869	淡水・大稻埕	茶	
得忌利洋行	Douglas & Lapralck & Co.	英		大稻埕		
怡記洋行	Bain & Co.	英		安平	保険代理・電線工事	
劉達・布羅格爾曼洋行	Reuter Brockmann & Co.	独		大稻埕		
味記号	Wright & Co.	英		安平	砂糖・雜商	
漢昌商行	Hankred & Co.	英			石炭	
東興洋行	Julius Mannich & Co.	独		安平	樟腦・砂糖・船舶	
瑞興洋行		独	1886	台南	樟腦	

- (13) 台湾総督府専売局編、前掲書、4頁。
- (14) 同上書、4～5頁；伊能嘉矩、前掲書、689頁。なお、エルス商会所有樟腦をめぐる詳細については、次のものがイギリス側の史料に基づいて検討している。拙稿「イギリスの台湾産樟腦貿易に対する天津条約適用問題－1868～1870年のイギリス商社所有の樟腦に対する襲撃事件を事例として－」『沖縄国際大学社会文化研究』（沖縄国際大学社会文化学会）第6巻第1号、2003年。
- (15) 外務省外交史料館所蔵「外務省記録」3門5類10項21号「台湾ニ於ケル外国人樟腦製造營業禁止在本邦英独両公使ノ抗議ニ基キ一箇年間猶予一件」。
- (16) 伊藤潔『台湾』中央公論社（中公新書）、1993年、59～63頁。
- (17) 伊能嘉矩、前掲書、679頁。

(18) 樟腦專売史編纂委員会『樟腦專売史』日本專売公社、1956年、890頁。

(19) 下記の表を参照のこと。「清末台湾樟腦之出口量（1856～1895）」林滿紅『茶、糖、樟腦業與台湾之社会經濟變遷（1826～1895）』聯經出版、1997年、35頁。

(単位：担)

年 代	淡 水	打 狗	合 計	指 数	成 長 率
1856	10,000.00	-	10,000.00	166.67	
1861	6,000.00	-	6,000.00	100.00	-
1863	14,574.00	-	14,574.00	242.90	142.90
1864	8,808.00	-	8,808.00	146.80	-39.56
1865	7,785.00	-	7,785.00	129.75	-11.61
1866	8,448.00	-	8,448.00	140.80	8.52
1867	5,070.00	-	5,070.00	84.50	-39.99
1868	14,440.88	812.91	15,253.79	254.23	200.86
1869	13,797.13	1,508.12	15,305.25	255.09	0.34
1870	14,418.20	2,363.00	16,781.20	279.69	9.64
1871	9,691.57	-	9,691.57	161.53	-42.25
1872	10,281.49	80.60	10,362.09	172.70	6.92
1873	10,755.62	-	10,755.62	179.26	3.80
1874	12,079.55	-	12,079.55	201.33	12.31
1875	7,139.35	-	7,139.35	118.99	-40.90
1876	8,794.53	-	8,794.53	146.58	23.18
1877	13,176.85	-	13,176.85	219.61	49.83
1878	13,502.60	313.02	13,815.62	230.26	4.85
1879	11,048.40	66.37	11,114.77	185.25	-19.55
1880	12,335.17	-	12,335.17	205.59	10.98
1881	9,316.53	-	9,316.53	155.28	-24.47
1882	4,933.84	277.49	5,211.33	86.86	-44.06
1883	3,086.24	214.00	3,300.24	55.00	-36.67
1884	443.47	19.00	462.47	7.71	-85.99
1885	3.14	-	3.14	0.05	-99.32
1886	964.13	371.00	1,335.13	22.25	420.06
1887	2,520.43	236.38	2,756.81	45.95	106.48
1888	2,873.48	961.00	3,834.48	63.91	39.09
1889	3,581.15	595.50	4,176.65	69.61	8.92
1890	6,482.64	759.20	7,241.84	120.70	73.39
1891	16,760.96	2,120.54	18,881.50	314.69	160.73
1892	12,969.86	4,570.71	17,540.57	292.34	-7.10
1893	26,992.43	6,327.50	33,319.93	555.33	89.96
1894	27,810.74	11,736.38	39,547.12	659.12	18.69
1895	10,003.83	5,800.85	15,804.68	263.41	-60.04

- (20) ヘーゲルの言え、⁽²⁰⁾「歴史が存在しなかった」台湾で、歴史が始まったのである。ヘーゲル（長谷川宏訳）『歴史哲学講義』岩波書店（岩波文庫）、1994年。
- (21) I・ウォーラーステイン（川北稔訳）『史的システムとしての資本主義』岩波書店（岩波現代選書）、1985年。
- (22) 下関条約締結時の国際状況については下記を参照のこと。戴天昭『台湾国際政治史研究』法政大学出版局、1971年、204～251頁。
- (23) 拙稿「日本による領台直後期の台湾「外交」をめぐる問題—その制度的枠組みと「外交」問題に関する基礎的整理—」『沖縄国際大学社会文化研究』（沖縄国際大学社会文化学会）第7巻第1号、2004年。
- (24) 井手季和太『台湾治績志』青史社（南方資料叢書9）、1988年（原著、台湾日日新報社、1937年）、212～216頁。
- (25) 外務省編『日本外交文書』第29巻、巖南堂書店、1954年、868頁、514号文書。なお、この宣言発布については、台湾総督府に対しても当然通知がなされ、台湾駐在各国領事に対しては台湾総督府から宣言が送付された。この件に関する史料は、国史館台湾文献館所蔵『自開府至軍組織中 台湾総督府公文類纂』6、第1文書「現行条約施行ニ関スル件」。
- (26) 国史館台湾文献館所蔵『自開府至軍組織中 台湾総督府公文類纂』8、第12門第1文書「官有林野及樟脳製造業取締規則」。
- (27) 台湾総督府専売局編、前掲書、24頁。
- (28) 同上書、35頁。
- (29) 外務省編『日本外交文書』第29巻、巖南堂書店、1954年、877～878頁、第523文書。
- (30) 同上書、881～883頁、第527文書。
- (31) 外務省外交史料館所蔵「外務省記録」3門5類10項21号「台湾ニ於ケル外国人樟脳製造営業禁止在本邦英独両公使ノ抗議ニ基キ一箇年間猶予一件」。
- (32) 同上。
- (33) 同上、台甲第45号。
- (34) 台湾の樟脳権益をめぐる次のもを参照のこと。黄紹恒「不平等条約下の台湾領有—樟脳をめぐる国際関係—」『社会経済史学』67巻4号、2001年。

[付記] 本稿は、2004年2月28日に石垣市の大浜信泉記念館でおこなわれた、沖縄国際大学南島文化研究所石垣島調査報告講演会における同名報告を大幅に加筆・修正したものである。また、筆者自身は南島文化研究所における石垣島調査団に所属しておらず、石垣島調査をおこなっていないため、石垣島と直接的には関係のない台湾を主題とした報告となったことをお許しいただきたい。